

## 令和5年度志免町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、障がい者就労施設等に就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

### 2 適用範囲

この方針は、町の全組織が発注する物品等の調達に関して適用する。

### 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次の事業所等
  - ア 就労継続支援事業所（A型及びB型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設であって、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うもの
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき、国又は地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「政令」という。）に規定する次の事業所
  - ア 特例子会社（政令第1条第1号の認定を受けた子会社をいう。）の事業所
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所（政令第1条第2号に規定する事業所をいう。）
- (4) 障害者優先調達推進法に規定する在宅就業障害者等
  - ア 在宅就業障害者
  - イ 在宅就業支援団体

### 4 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、次のとおりとする。

#### (1) 物品

- 事務用品・書籍（筆記具、事務用品、用紙など）
- 食料品・飲料（パン、弁当、菓子類、コーヒー、茶など）
- 小物雑貨等（各種記念品など）
- その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

## (2) 役務

- 印刷（ポスター、チラシ、リーフレットなど）
- クリーニング（クリーニング、リネンサプライなど）
- 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理など）
- 情報処理・テープ起こし（データ入力、テープ起こしなど）
- 飲食店等の運営（売店・レストランなど）
- その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 5 令和5年度調達目標

前年度実績額を基準目標とし、実績を上回るよう努める。

令和5年度目標額                      720,000 円

【参考】令和4年度実績額            707,164 円

## 6 調達の推進方法

- (1) 調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する事務は福祉課（以下「担当課」という。）が行う。
- (2) 担当課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集し、町の全組織へ情報提供を行う。
- (3) 各部署は、予算の適正な執行及び契約における公正性、競争性の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等からの調達に努める。
- (4) 障がい者就労施設等のうち、3(1)及び(2)に定める施設からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び志免町財務規則等に基づく随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (5) 各部署は、障がい者就労施設等が提供可能な物品や役務の周知に協力し、所管の施設にてその物品等の販売を支援するなど、障がい者就労施設等の受注につなげる。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直ししたときは、町ホームページ等によりすみやかに公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく町ホームページ等により公表する。

## 8 施行期日

この方針は、令和5年7月25日から施行する。